

# 鹿児島県内の修理屋さんを募集しています！

## ～ 「九州まちの修理屋さん」登録店募集 ～

九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）では、壊れたものを簡単に捨てず、修理して長く使うものの修理（リペア）を推奨する取組として、平成25年度より各県内の修理店やものを大切に使う工夫などを紹介する「九州まちの修理屋さん」事業を実施します！

この事業の実施にあたり、鹿児島県内で「九州まちの修理屋さん」として登録するお店を募集しています！



### 登録対象の取扱い品目

台所用品及び食卓用品（調理用品、飲食器等）、衣服（外衣、寝衣、帽子等）、身の回り品（かばん、傘、杖、扇子、眼鏡、時計等）、履物（革靴、ゴム製履物等）、家庭用繊維製品（床敷物、クッション等）、家具（タンス、戸棚、テーブル、いす等）、娯楽装置及びがん具、楽器、スポーツ用具、自転車、電化製品及び電子機器、機械工具

#### ○ 申し込みにあたってのQ&A

Q. 1 鹿児島県内に所在地の異なる店舗を2つ以上所有している場合の登録申し込み方法は？

⇒ 「様式1号 九州まちの修理屋さん鹿児島県登録申込書」の2枚目にて、まとめて申し込みいただけます。

Q. 2 申し込みの内容を取り消したい時や変更があった場合の取消し・変更方法は？

⇒ 「様式2号 九州まちの修理屋さん登録店情報取消・変更申請書」又は「様式3号 九州まちの修理屋さん申込者情報削除・変更申請書」に必要情報を記入のうえ、鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課宛てに申し込みください。

※詳しくは、鹿児島県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)をご覧ください。

(様式もこちらからダウンロードできます。)

ホーム > くらし・環境 > 廃棄物・リサイクル > リサイクルの推進 > 「九州まちの修理屋さん」登録店の募集について

## 〔九州まちな修理屋さん 鹿児島県登録店舗募集概要〕

### ■ 目的

鹿児島県内に所在する修理店を「九州まちな修理屋さん」として登録、消費者に対して当該修理店やものを長く使う取組を広く周知しその利用を促すことにより、壊れたものも修理して大切に使う事によりごみの減量化を促進する。

### ■ 登録対象店舗

- ① 鹿児島県内に所在する店舗のうち、次の日用品の修理を取り扱っている店舗であること。  
(当該店舗において修理を実施している店舗に限ります。)

台所用品及び食卓用品（調理用品、飲食器等）、衣服（外衣、寝衣、帽子、等）、身の回り品（かばん、傘、杖、扇子、眼鏡、時計等）、履物（革靴、ゴム製履物等）、家庭用繊維製品（床敷物、クッション等）、家具（タンス、戸棚、テーブル、いす等）、娯楽装置及びがん具、楽器、スポーツ用具、自転車、電化製品及び電子機器、機械工具

- ② 代表者又は役員が暴力団員ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### ■ 登録店の取組

県から送付されたステッカーを店舗に掲示してください。(9月下旬以降発送予定)

### ■ 県民への店舗情報の周知、広報

登録店の情報は、鹿児島県のホームページ等で広報します。

### ■ 申込方法

「九州まちな修理屋さん鹿児島県登録申込書(様式1号)」に店舗外観の分かる写真もしくは写真データを添えて鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課に提出してください。(E-mail, 郵送またはFAXのいずれかでお申し込みください。)

### ■ 申込・問い合わせ先

鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係  
住所:〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
TEL:099-286-2594  
FAX:099-286-5545  
E-mail:recycle@pref.kagoshima.lg.jp